

「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用支援に関する検討会」の設置について
(案)

令和2年7月29日

1. 趣旨

知的・発達障害者等の支援要請者の数は近年増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれていることから、身体障害者のみならず、知的・発達障害者等に対応する施策を講じていくことが必要である。

知的・発達障害者等は、外出することに不安を感じたり、いつもと違う状況になるとパニックになってしまう傾向にあるため、外出に対する不安を軽減し、安心して公共交通で外出できる環境を整備することが重要である。

障害者団体からは、知的・発達障害者等の公共交通の利用に対する安心感を醸成するため、障害者が日常生活において利用する頻度が高いバスや鉄道の利用体験の実施を求める声が強いが、外見から障害があることが分かりにくい障害の人を対象とした利用体験の実施方法等についてノウハウが無い公共交通事業者が多いことに加え、その必要性が公共交通事業者側に十分浸透していないことから、利用体験の実施が進んでいない。

公共交通事業者向けの知的・発達障害者等を対象とした利用体験実施マニュアルを作成し、公共交通事業者による自主的な利用体験の実施を促していく必要がある。

○利用体験実施マニュアルの作成

令和2年度においては、有識者等の意見を踏まえ、利用体験プログラム(案)を作成した上で、知的・発達障害者等及びその家族や公共交通事業者へのヒアリング等を行う。その上で、学識経験者や当事者団体、公共交通事業者等を委員とする有識者会議において、利用体験調査の課題抽出・効果検証等を行い、その結果を踏まえ、利用体験実施マニュアル(案)を作成する。

2. 検討会の設置

知的・発達障害者等に対応するための「公共交通機関の利用体験実施マニュアル」の作成に向けて、知的・発達障害者等への対応の取組事例を収集・分析し、学識経験者や当事者団体、公共交通事業者等を委員とする有識者会議において対応の留意点等を検討するため、「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用支援に関する検討会(仮称)」を設置する。検討事項等は次のとおり。

(1) 調査事項

- ①研修実施団体や公共交通事業者が実施している知的・発達障害者等のための利用体験研修教育プログラム(既往の利用体験プログラム)の実態及び実際の研修内容の把握
- ②海外における知的・発達障害者等に対する交通事業者等の取組

(2) 検討事項

- ①交通モード毎の特性を踏まえ、各枠組みの項目の検討
- ②理解を得られる内容構成の検討

(3) 検討方法、スケジュール

検討会を下記のとおり開催・検討する。

- ・第1回検討会 令和2年7月29日(水)
- ・第2回検討会 令和3年2月頃

3. 構成員等

検討会は、学識経験者、障害者団体、公共交通事業者等、行政機関等の実務者により構成する。

事務局は、国土交通省総合政策局安心生活政策課、社会システム(株)